

「防災環境都市・仙台 モリノカレッジ」規約

第1条（名称）

本サイトは『防災環境都市・仙台 モリノカレッジ』と称する。

第2条（目的等）

1. 本サイトは、防災・減災、復興、伝承、環境等の活動に取り組むステークホルダー同士のつながりを作り、新しい活動が生み出されるつながりの場となる事を目的とする。
2. 本サイトは、前項の目的を達成するため、次に掲げる取組を行う。
 - ①登録団体の活動紹介
 - ②ステークホルダーの取材記事作成
 - ③その他、本サイトの目的を達成するために必要な取組

第3条（事務局）

1. 仙台市まちづくり政策局は、本サイトの活動に係る事務を行うため、仙台市に事務局を設置する。
2. 仙台市まちづくり政策局は、本サイトの活動に係る事務の一部を委託することができる。

第4条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとする。

1. 「本サイト」とは、仙台市まちづくり政策局が主催・運営する『防災環境都市・仙台 モリノカレッジ』をいう。
2. 「事務局」とは、本サイトの運営に係る事務を担うものをいう。

第5条（会員規約）

1. 会員

本サイトの目的に賛同し、事務局所定の会員登録を完了した市民団体、企業、自治体、学術研究機関その他団体

2. 会員の登録を希望する者は、本規約を遵守することに同意し、かつ事務局所定の登録情報を事務局の定める方法で提供することにより、事務局に対し、会員としての本サイトの利用の登録（以下「会員登録」という。）を申請することができる。
3. 事務局は、前項に基づいて登録申請を行った登録希望者（以下「会員登録申請者」という。）の会員登録の可否を判断し、事務局が会員登録を認める場合にはその旨を会員登録申請者に通知し、当該通知により会員登録が完了したものとする。

第6条（登録情報の変更）

会員は、事務局に提供した登録情報に変更があった場合、事務局の定める方法により当該変更事項をすみやかに事務局に通知するものとする。

第7条（登録要件）

下記の要件に該当する場合、登録を認めることとする。

1. 防災・減災、復興、伝承、環境等の分野で継続的に活動している団体
2. 仙台市で活動が可能なこと（拠点は仙台市以外も可とする。）

第8条（利用拒否、登録抹消等）

事務局は、会員登録申請者または会員が、以下の各号のいずれかの事由に該当する又は該当するおそれがあると判断した場合は、会員登録の拒否、本サイトの全部又は一部の利用の拒否又は既にした会員登録の抹消をすることができる。

1. 事務局に提供した登録情報の全部又は一部につき虚偽があった場合
2. 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
3. 反社会的勢力等である、又は反社会的勢力等を利用若しくは反社会的勢力等に資金提供や便宜の供与を行う等の反社会的勢力等と社会的に許容されない関係を有する場合
4. その他、事務局が本サイトへの会員登録が適当でない又は利用の継続を適当でないと判断した場合

第9条（禁止事項）

事務局は、会員が、本サイトの利用にあたり、以下の各号に該当する行為又は該当するおそれがあると事務局が判断する行為を行うことを禁止する。

1. 本規約若しくは法令に違反する行為
2. 公序良俗に反する行為
3. 事務局、本サイトの会員又はその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
4. 事務局が許諾していない本サイト上での宣伝、広告、勧誘、又は営業行為
5. 他の会員又は利用者に多数の連絡を送信する行為その他本サイトの活動を妨げるような行為
6. その他主事務局が不適切と判断する行為

第10条（権利帰属）

1. 会員は、会員による本サイトへの投稿、メッセージその他のコメント（以下「投稿

等」という。)について、自らが投稿その他送信することについての適法な権利を有していること、及び投稿等に含まれる情報が第三者の権利を侵害していないことを事務局に対して表明し、保証するものとする。

2. 会員は、投稿等に含まれる情報について、事務局が第2条第1項に記載の目的を達成するため、メディア等への掲載等のために非独占的に利用（複製、配布、派生著作物の作成等を含むがこれに限らない）することを許諾するものとする。ただし、会員から事前に利用しないよう申し出があった場合には、この限りではない。また、本サイトを経由した会員間のメッセージについてもこの限りではない。
3. 本サイトに関する知的財産権等及び投稿等に含まれる情報は全て事務局又は事務局に利用を許諾している者に帰属しており、本規約に基づく本サイト利用の許諾は当該知的財産権等及び投稿等に含まれる情報の利用許諾を意味するものでないことを予め会員は同意するものとする。
4. 会員は、事務局及び事務局から権利を承継し又は許諾された者に対して著作者人格権を行使しないことに予め同意するものとする。

第11条（免責・責任制限）

1. 事務局は、本サイトに関して会員間又は会員と第三者の間で生じた一切のトラブルについて、何らの責任を負わないものとする。当該トラブルについては当事者間で解決しなければならないものとする。
2. 事務局は、会員が提供する情報又は助言等が真実性、最新性、確実性、有用性等を有することについて何ら保証するものではない。
3. 事務局は会員が被った損害について、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害については、賠償する責任を負わないものとする。

第12条（規約の変更等）

事務局は、必要があると判断したときは、本規約を変更できるものとする。規約を変更した場合、事務局は会員に対してすみやかに通知するものとする。変更後の本規約は、事務局別途定める場合を除いて、本サイト上のウェブサイトに掲示された時点よりその効力を生じるものとする。

第13条（その他）

この規約に定めるもののほか、本サイトの運営又はプログラム等の開催に関し必要な事項は、事務局又は運営者が別に定める。

附則 この規約は、令和6年5月10日から施行する。